

道路ふれあい月間実施要領

上三川町道路愛護会は毎年8月を「道路ふれあい月間」として定めて、道路の機能維持、道路環境の美化を図るため、次の要領で「道路愛護月間」事業を実施する。

1 実施期間

平成●●年8月1日（●）から平成●●年8月31日（●）まで（1ヶ月間）

2 実施場所

町内全域の国道・県道・町道等

3 実施団体

賛同いただける自治会

4 実施内容

- (1) 未舗装道路の凸凹ならし、路面・路肩・側溝等の清掃作業
- (2) 植樹施設の清掃、整備作業
- (3) 投棄空き缶の回収等美化作業
- (4) 路肩の雑草の除草作業
- (5) 道路交通に支障となる樹木の小枝切作業
- (6) 道路施設（ガードレール、カーブミラー等）の点検整備、清掃作業

5 町で実施するゴミの回収について

- (1) 実施日時 **平成●●年8月●日（●）**

午前9時30分から順次回収を予定しています。

雨天決行（荒天等により回収を中止する場合は、午前7時以降栃木テレビのデータ放送により周知を予定しています。）

中止の場合は、平成●●年8月●日（●）に実施します。

その際は、粗大ゴミ等、ゴミステーションへ出せないゴミの回収になります。

- (2) 実施方法 可燃ゴミと不燃（埋立）ゴミに必ず分けポリ袋に入れて収集をお願いします。

- (3) 収集場所 町で実施している環境美化運動（平成●●年●月●●日（●）実施）の収集場所と同じです。

6 町で実施するゴミの回収を利用しない場合のゴミの出し方について

- (1) 小枝・汚れた紙・布・ペットボトル等は、**可燃ゴミ**として（半）**透明ポリ袋**に入れて各自治会の指定された曜日にゴミステーションに出してください。

- (2) 汚れた缶・瓶等は、**不燃（埋立）ゴミ**として**ポリカゴ**に入れて各自治会の

指定された曜日にゴミステーションに出してください。

(3) 粗大ゴミがあった場合は、ゴミステーションと離れた場所に置いていただき、**都市建設課**まで連絡をしてください。

※(1)と(2)については、汚れているゴミは資源として再生できないため、不燃(埋立)ゴミの取扱いとなります。また、町ではポリカゴの用意はできませんので、各自治会にてご用意のうえ、ゴミの取扱いをお願いします。

7 道路愛護活動中における傷害保険について

(1) 保険該当の条件等

【事故の原因】

道路の清掃等の作業中に事故に遭った傷害但し、保険の新規契約の活動内容の確認では「ゴミ拾いや手作業での簡単な草刈」の作業となっており、電動草刈機等を使用した作業での事故は想定されていないため、草刈機等の使用は極力避けてください。

【被保険者】

道路の清掃作業に参加した町民で、当該作業中に作業を原因として傷害を受けたものが対象となります。

(2) 保険金請求の手続き

事故が発生したら直ちに上三川町道路愛護会に連絡の上、書面(別紙様式、事故報告書・事故証明書)により1部提出してください。

連絡後、上三川町道路愛護会から県道路河川愛護連合会に事故報告をします。

(※事故の日から10日以内の事故通知が必要ですので早めに報告をお願いします。)

8 作業実施結果報告

●月●●日(●)までに作業実施結果報告書(様式1)及び位置図(様式2)をご提出ください。

9 奨励金交付

現金で交付しますので、**●月●日(●)から●●日(●)まで**の間に判子を持参のうえ、来庁してください。

※奨励金の交付は**●月●日(●)以降**なので、**それ以前に書類を提出される場合は、奨励金の交付は行っておりません**のでご注意ください。